

薩摩川内市新型コロナウイルス感染症関連休業等協力支援金申請要領

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するために休業又は営業時間を短縮するよう鹿児島県知事が令和2年4月24日に行った要請に応じて、鹿児島県新型コロナウイルス感染症対策休業等協力金を支給された者の事業維持及び継続的な運営を支援するため、支援金を交付します。

2 支援金の額

1 事業者につき 10 万円 ※法人・個人事業主ともに同額です。

3 申請の要件

次のすべての要件を満たすこととします。

- (1) 薩摩川内市の区域内に事業所を有する、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者又は事業を行う個人であること。
- (2) 鹿児島県新型コロナウイルス感染症対策休業等協力金を支給された者であること。
- (3) 引き続き薩摩川内市の区域内で事業を継続して行う意思があること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条の規定による指定を受けている団体でないこと。また、その構成員の統制下でないこと。

4 申請にかかる留意点

- (1) 支援金の交付決定後又は交付後、要件に該当しない事実（鹿児島県新型コロナウイルス感染症対策休業等協力金の支給決定取り消しを受けた場合を含む）や不正等が判明した場合、支援金の交付決定を取り消し、既に交付した支援金を返還していただきます。
- (2) この支援金は、課税対象となりますので、確定申告の際にはご注意ください。

5 申請期間

令和2年6月11日（木）～同年10月31日（土）まで

6 申請方法

原則郵送（当日消印有効）受付ですが、窓口への持参も可能です。
※窓口の混雑や3つの密を避けるため、出来るだけ郵送申請をお願いします。

7 申請書類一式

- (1) 申請書類送付状（申請者による書類チェックシート）
- (2) 申請書（様式第1号）
- (3) 鹿児島県新型コロナウイルス感染症対策休業等協力金が振り込まれた口座の通帳の写し（① **口座名義人・口座番号・口座種別・金融機関・支店が確認できるページ**と、②協力金の振込記載“**カケン）キョウリョクキン**”があるページそれぞれ）
※同じ口座に振り込み予定です。別口座をご希望の場合は、その口座の通帳の写しもご提出ください。
- (4) **市内に事業所があり**営業していることが分かる書類の写し
 - ①法人の場合の例
 - ア 法人市民税申告書の控え
 - イ 営業証明（市税務課で発行/手数料 200 円かかります）
 - ②個人事業主の場合の例
 - ア **事業所の住所（市内）が記載されている**前年の確定申告書類の控え
 - <青色申告の場合>
 - 「確定申告書第一表の控え（1枚）」と
 - 「所得税青色申告決算書の控え（1枚）」の計2枚
 - <白色申告の場合>
 - 「確定申告書第一表の控え（1枚）」と
 - 「収支内訳書（1枚）」の計2枚
 - イ 各種許可証や届出書類（営業許可証、開業届等）
- (5) 請求書（様式第3号）

8 申請書類の入手方法

- ・薩摩川内市ホームページ
- ・薩摩川内市役所 本庁5階商工政策課、各支所地域振興課の窓口

9 交付の決定及び交付方法、通知

申請書類の内容を審査し、支援金を交付することが適当と認めたときは、交付決定通知書を送付します。通知書の送付後、振込先口座に振り込みます。

10 問合せ先・申請書類送付先

〒895-8650 薩摩川内市神田町3番22号

薩摩川内市商工観光部商工政策課

TEL: 0996-23-5111（内線4321、4322、4323）

受付時間: 8:30～17:15（月～金）

(参考)

鹿児島県が休業等の協力を要請した施設

1 基本的に休業の協力を要請した施設

種類	施設	備考
遊興施設	キャバレー ナイトクラブ ダンスホール スナック バー ダーツバー パブ 性風俗店 個室ビデオ店 ネットカフェ 漫画喫茶 カラオケボックス 射的場 ライブハウス 場外馬(車・舟)券場	
大学、学習塾等	大学 専修学校・各種学校 専門学校 高等専修学校 自動車教習所 学習塾 英会話教室 音楽教室 囲碁・将棋教室 生け花・茶道・書道・絵画教室 そろばん教室 バレエ教室 体操教室	床面積の合計が100㎡以下の場合は対象外
学校	幼稚園 小学校 中学校 義務教育学校 高等学校 高等専門学校 中等教育学校 特別支援学校 日本語学校 外国語学校 インターナショナルスクール	
運動・遊技施設	体育館 屋内・屋外水泳場 ボウリング場 スケート場 ゴルフ練習場・バッティング練習場の屋内施設	

種類	施設	備考
運動・遊技施設 (続き)	陸上競技場・野球場・テニス場（各屋外運動施設の観客席部分が対象） 柔剣道場 スポーツクラブ ホットヨガ・ヨガスタジオ マーじゃん店 パチンコ店 ゲームセンター テーマパーク 遊園地	
劇場等	劇場 観覧場 プラネタリウム 映画館 演芸場	
集会・展示施設	集会場 公会堂 展示場 貸会議室 文化会館 多目的ホール	
博物館・ホテル等	博物館 美術館 図書館 ホテル・旅館（集会の用に供する部分に限る） 科学館 記念館 水族館 動物園 植物園	
商業施設	ペットショップ（ペットフード売り場を除く） ペット美容室 宝石類や金銀の販売店 住宅展示場（集客活動を行い、来場を促すもの） 古物商（質屋を除く） 金券ショップ アウトドア用品 スポーツグッズ店 ゴルフショップ 土産物屋 旅行代理店（店舗） アイドルグッズ専門店 ネイルサロン まつ毛エクステンション 岩盤浴	床面積の合計が100 m ² 以下の場合は対象外

種類	施設	備考
商業施設 (続き)	サウナ エステサロン 日焼けサロン 脱毛サロン 写真屋 フォトスタジオ 美術品販売 展望室	床面積の合計が 100 m ² 以下の場 合は対象外

2 営業時間短縮を要請した施設

種類	施設	備考
食事提供施設	飲食店（居酒屋含む） 料理店 喫茶店等	営業時間の短縮については、朝5時から夜8時までの間の営業を要請し、酒類の提供は夜7時までとすることを要請（宅配・テイクアウトサービスは除く）